

財政状況等一覧表（平成19年度）

団体名 勝浦町

(単位: 百万円)

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
665	1,462	123	2,250

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	3,290	2,853	437	434	0	4,028	
勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計	10	9	1	1	2	17	
一般会計等	3,298	2,859	439	435		4,045	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
勝浦町病院事業	842	831	12	832	207	113	83	法適用
勝浦町簡易水道事業	43	40	3	3	31	244	214	
勝浦町農業集落排水事業	22	20	2	2	12	173	116	
勝浦町国民健康保険特別会計	1,020	713	307	307	35	0	0	
勝浦町老人保健特別会計	852	852	0	0	58	0	0	
勝浦町介護保険特別会計	659	646	14	14	85	5	0	
公営企業会計等 計				1,158		535	413	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額 / 不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
小松島市外三町村衛生組合	482	476	5	5	0	1,523	251	
徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合	1	1	0	0	0	0	0	
徳島県市町村総合事務組合	7,661	7,630	30	30	877	0	0	
徳島県後期高齢者医療広域連合	663	637	26	26	1	0	0	
一部事務組合等 計				61		1,523	251	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
勝浦町土地開発公社	5	3	2	0	0	51	0	48	
地方公社・第三セクター等 計			2	0	0	51	0	48	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		656	
減債基金		223	
その他充当可能基金		384	
充当可能基金計		1,263	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	16.05	19.34	3.29	15.00	20.00	勝浦町病院事業		101.6	
連結実質赤字比率		70.79		20.00	30.00	勝浦町簡易水道事業		32.0	
実質公債費比率	23.4	20.9	2.5	25.0	35.0	勝浦町農業集落排水事業		24.1	
将来負担比率		45.2		350.0					
財政力指数	0.25	0.25	0.0						
経常収支比率	85.4	84.1	1.3						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。